

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



平成31年2月

CONTENTS

- ◆理事会及び交付金運営委員会のご報告
- ◆2/13・3/12開催の原価計算セミナーは会場を変更します
- ◆2/1 大型車両通行に関する講習会を開催しました
- ◆「大型車両の適正運行に関するアンケート」ご協力ください
- ◆会員名簿 の 内容確認 と 従業員数調査
- ◆軽油価格調査のお願い(1月購入分)
- ◆36協定の労働基準監督署への届出はお済みですか？
- ◆消費税引き上げに伴う価格設定(ガイドライン)について
- ◆取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン
- ◆適正化実施機関に寄せられた 苦情
- ◆適正化事業巡回 実施結果 (平成30年10月～12月)
- ◆2019年度 第43回1次近代化融資制度の募集について
- ◆トラック会館本部(津)の立体駐車場工事について
- ◆新入会員様のご紹介
- ◆会員様の所在地名称・変更等

頁
2
2
3
3
3
4
4
4
5
6
7
8
8
8
8

★★★重要なお知らせ★★★

トラック会館本部(津)の立体駐車場の工事に伴い、4月末頃まで河川敷出入口が閉鎖されることにより、河川敷から出入りができなくなります。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

一般社団法人三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 理事会及び交付金運営委員会のご報告

日時 平成31年1月23日(水) 12:30~
場所 ホテルグリーンパーク津



上記日時において、理事22名(総数25名)、監事2名、青年部2名出席のもと、開催されました。

開催にあたり、小林会長より、「本日は、平成31年度の事業計画等の方針についてご検討頂き政策協議会、各委員会(業務・適正・広報)の場で詳細を審議頂いたものを3月開催の理事会にかけ承認を得たい。」等の挨拶を行った後、事務局より報告事項の説明を行い、引き続き議案の審議に入りました。

★三重県トラック協会関係

- 【報告事項】
- ①トラックフェスタ2018について
 - ②第36回物流セミナーについて
 - ③業務運営委員会からの報告
 - ④平成31年度税制改正等に関する要望結果について
 - ⑤貨物自動車運送事業法の改正について

【議事事項】

第1号議案 平成30年度主な助成事業進捗状況について
異議なく承認された。

第2号議案 平成31年度事業方針について
異議なく承認された。

第3号議案 協会役員の改選に関する内規について
「協会役員の改選に関する内規」の内容について次回3月の理事会で再協議する事を確認しました。

第4号議案 第42回5次近代化融資推薦について
異議なく承認された。

★陸災防三重県支部関係

平成31年度事業計画概要(案)並びに労働災害発生状況について、事務局から一括して説明を行い、異議なく承認された。

◆ 2/13・3/12 開催の 原価計算セミナーは会場を変更します

参加人数に対応するため「原価計算セミナー」は会場を変更させていただきます。
お申し込んだ会員様には既にFAXでご案内済みですが、お間違えのないようお願いします

「平成30年度 原価計算セミナー」

変更後

① 2/13(水) 13:15 基礎セミナー →→

サンワーク津 2階 大会議室 (2/13)
津市島崎町143-6 TEL 059-227-3157

② 3/12(火) 13:15 実践~応用セミナー →

メッセウイングみえ 2階 大研修室 (3/12)
津市北河路町19-1 TEL 059-223-4655

変更前 MieMu 三重県総合博物館

◆ 2/1 大型車両通行に関する講習会を開催しました

特殊車両通行許可制度説明会

日時	31年2月1日(金)10時～
場所	三重県トラック協会(四日市)北部輸送サービスセンター

「特殊車両通行許可」の制度の概要説明と、通行許可が必要となる車両の許可申請の方法についての勉強を行いました。

重量基準を超えた車両がもたらす 道路や橋への過剰な負荷による劣化老朽化が問題となる中、定められた基準を超える車両の 無許可運行や過積載運行 も多くあることから、大型車両の通行適正化が求められています。

一般的制限値として示されている【一定の大きさや重さ】を超える車は「特殊車両」と呼び、この車両を通行させるには道路管理者の許可が必要です。許可を受け、その許可条件に基づく通行を行ってください。(道路法で定められています)

参加申込みを多数頂いたため、一部会員様にはお断りをせざるを得ない状況で申し訳ありませんでした。また、参加いただいた皆様もパソコン実習では消化不良であった会員様が多かった様です。次回は実施方法を改善した上で計画しますのでよろしくお願ひ申し上げます。

「一般的制限値」=【一定の大きさや重さ】

道路を走行できる車両の幅・高さ・長さ・重さ等の最高限度。一項目でも超える場合は、特殊車両通行許可が無ければ道路を走行することができません。

【幅】2.5m 【長さ】12m

【高さ】 高速・指定道路 4.1m
その他の道路 3.8m

【重さ】 高速・指定道路 25t
(総重量) その他の道路 20t

【軸重】10t

【隣接軸重】

- ・隣の車軸の軸距が1.8m未満 18t
- ・隣の車軸の軸距が1.3m以上かつ隣の車軸の軸重が9.5t以下 19t
- ・隣の車軸の軸距が1.8m以上 20t

【輪荷重】5t 【最小回転半径】12m

◆ 「大型車両の適正運行に関するアンケート」 ご協力ください

上記のような、大きな車両の運行や重量物等の輸送を行っている会員様におかれましては、「特殊車両の適正な運行の推進」をお願い申し上げます。

なお、大型車両の適正運行に関するアンケートを別紙にて行っておりますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

◆ 会員名簿 の 内容確認 と 従業員数調査



平成31年度の会員名簿を作成するにあたり、名簿記載事項の確認と従業員数の調査報告書をFAXで送付させていただきました。

掲載内容の変更を希望される場合はご報告下さい

★報告がない場合、現在の掲載状況にさせていただきます★

報告〆切 3月末日 FAX:059-225-2095



※ 従業員数は会費及び助成事業等の資料となりますので、正しくご報告下さい。

< 会員名簿は、総会資料と一緒に送らせていただきます。 >

◆ 軽油価格調査のお願い（1月購入分）

4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。

同封の調査用紙に＜1月購入分の軽油価格＞をご記入いただき、**2月22日**（金）までにFAXにて返信いただきますようお願いいたします。
皆様から返信いただいた価格を集計し、3月上旬の郵便物で結果をご案内いたします。

◆36協定の労働基準監督署への届出はお済みですか？

時間外労働（法定労働時間を超えて労働時間を延長すること）や、休日労働をさせるためには、使用者と労働者との間で協定（36協定）を結び、その内容を事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります。（労働基準法第36条）。

36協定の締結期間は1年以内と決められています。毎年忘れずに届出を行ってください。

- ・ 36協定の書式を同封していますのでご利用下さい。（解説付き）
- ・ 届出は2部です。（監督署提出用、事業者様控えの2部）
所轄の労働基準監督署に直接提出して下さい。
- ・ 提出の際には、労働条件や協定の内容について尋ねられる場合がありますので、会員事業者様から監督署への直接提出をおねがいしています。
- ・ 1部は監督署の受付印を押印し返却されます。会社控として必ず保管してください。
- ・ 不明な点がございましたらトラック協会へご連絡ください。
なお、詳細については 労務士様・労働基準監督署にご相談いただくことをお勧めします。

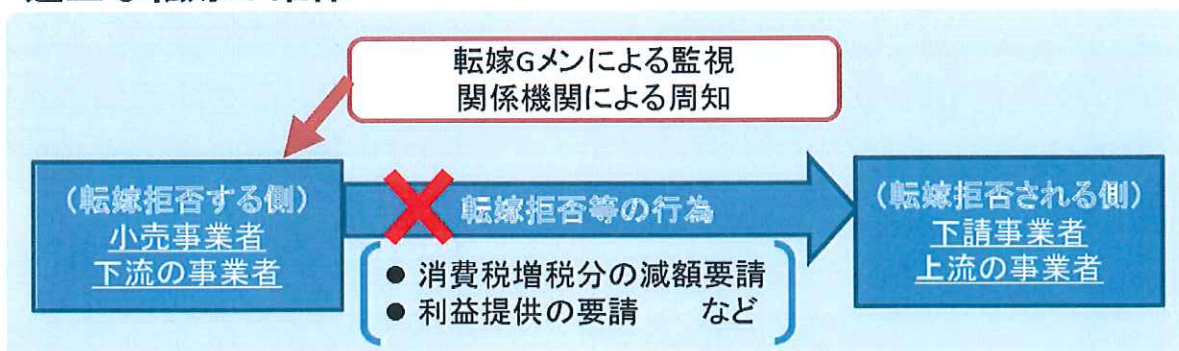
トラック協会適正化事業部 TEL 059-227-6767
北部輸送サービスセンター TEL 059-353-4522

◆消費税引き上げに伴う価格設定(ガイドライン)について

本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることとされていますが、これを踏まえて政府が「消費税の引き上げに伴う価格設定についてのガイドライン」を作成しています。
インターネットで公開されていますので、参考にしてください。

🔍 検索 | 消費税 価格設定 ガイドライン

適正な転嫁の確保



◆ 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を昨年11月、国土交通省・厚生労働省ならびにトラック協会がとりまとめ公表致しました。

全国で設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」において、トラック事業者と荷主とが連携し荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に取り組み、「長時間労働抑制のための取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめられたものです。

右に内容の一部を抜粋しています。

標準貨物自動車運送約款で「運賃」と「料金」を明確にし、「積み込み・取卸し料金」「その他の附帯業務料金」「待機時間料金」を「運賃」とは別で収受することとなっていますが、そもそもの荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に取り組んでいただくことが重要です。

トラックドライバーの長時間労働が改善できないと、ドライバー不足に拍車がかかるとともに、働き方改革の労働法制強化に対応できず、事業経営に大きな影響が及びます。

荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化などは、荷主様にも協力いただく必要があります。

このためガイドライン概略編集版の冊子と運賃料金啓発チラシを2月下旬に会員の皆様に、3月にトラック協会が保有する登録荷主様各社に啓発・依頼文書としてお送りする予定です。

できるだけ多くの荷主様にトラック協会からの一般的依頼事項・啓発としてお届けしたいと考えています。

別紙の荷主連絡票で、お取引先の宛先をお知らせください。

御社の名称は出しません。
トラック協会名で送ります。

荷主と運送事業者の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

労働条件改善のためのチェックリスト

ステップ1 → 荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

- ・荷主、トラック運送事業者が同席する会議等を行う
- ・問題意識共有のため、定期的な意見交換日程を設定する

ステップ2 → 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の実態を把握する

- ・労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間を正確に把握する方法を検討する
- ・時間管理のためのツールの導入を検討、選択する

ステップ3 → 荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

- ・発荷主の生産・出荷スケジュールや附帯作業などを検証する
- ・トラック運送事業者の運行計画、配車計画などを検証する
- ・着荷主の受け入れ体制や附帯作業などを検証する

ステップ4 → 荷主、トラック運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り組む

- ・把握、検証した長時間労働の原因について関係者間で協議する
- ・荷主、トラック運送事業者それぞれができることを検討する

ステップ5 → 荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する

- ・作業効率化のために必要な機器の導入等を検討する
- ・関係者間で応分の費用負担を検討する

ステップ6 → 改善の成果を測定するための指標を設定する

- ・改善の数値目標を設定する
- ・問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有する

ステップ7 → 指標の達成状況を確認、評価することでさらなる改善に取り組む

- ・数値目標を定期的にモニタリングし、達成度合いについて関係者間で共有する

◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情

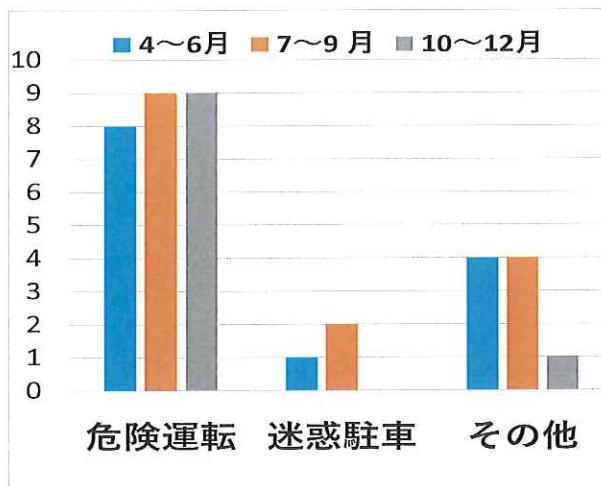
H30年度 10月～12月 10件

※4月～6月 13件、7月～9月 15件

- 危険運転 (9件)
- その他 (1件) ⇒ 運行管理の情報
労働条件
荷物の損傷 等

4月～12月 計 38件

実際に寄せられた苦情内容



名古屋高速を東名高速方面に走行中、前方を走行していたトラックが、トンネル内でジグザグ運転ともとれるような車線変更を繰り返していた。安全運行をしている車両が多い中で、1台の車両の行動により、大きな事故を招く可能性があるのでは事業者を厳しく指導して欲しい。(電話)

東名阪自動車道 御在所パーキングエリアの手前の左側車線を走行中、ボディに〇〇〇と書かれたナンバープレートが非常に見えにくくなっているトラックに割込され、急ブレーキを踏んで衝突を回避した。非常に危険だったので事業者を指導してもらいたい。(電話)

亀山市の羽若町及び和田町、早朝6時30分頃 軽自動車で時速40kmで通勤のため走行していると、1台の大型トラックが70kmから80kmで暴走していた。当該トラックは国道1号線を名古屋方面に走行しているが、全く車間距離もなく、非常に危険を感じた。他の運転者も危険を感じていると言っており、警察にも連絡したが事業者を指導してもらいたい。(電話)

安全性優良事業所 (Gマーク) の認定を取得している運送会社が煽り運転、速度超過する運転をしているので事業者を指導してもらいたい。(メール)

名古屋市港区竜宮町付近で無理矢理割り込みされた事業者を指導してもらいたい。(メール)

松阪市の国道42号線多気バイパスにおいて、大型ダンプに直後に付けられ、少し右側に出るなど早く走れと煽り行為を受けた。危険を感じたので、右折レーンのあるところで道を譲った。事故が起こってからでは遅いので事業者を指導してもらいたい。(電話)

国道23号線を鈴鹿から河芸にかけて、茶色のコンテナを積載した車両に左右幅寄せ、停車時の後方からの詰め寄りなど恐怖を感じる行為を受けた。後で他車にも同様の幅寄せ行為を行っており事故を起こすと思い連絡した。事業者を指導してもらいたい。(電話)

尾鷲市で滋賀ナンバーの自家用トラックが魚を積み走行していますが、違法行為ではありませんか。(メール)

尾鷲市おとと付近の国道42号線を走行中、〇〇と社名の入った白ナンバーの大型トラックに大量で警音器を長めに鳴らされ、前方の車両や対向車があるにも関わらず追い越しをかけていた。一つ間違えば大きな事故になる所だった。ドライブレコーダーに音と追い越しの状況を記録しているが、このトラックは協会に加入されているのか?(メール)

適正化実施機関からのお願い

10月から12月に適正化実施機関に寄せられた苦情については、前回(7月から9月)に比べ件数は減少しておりますが、依然 危険運転に関する苦情が多く寄せられております。

2017年に発生した「東名高速煽り運転事件」以降、警察庁は煽り運転を積極的に取り締まるよう各警察本部に指示しており、最近では被害者から提供されるドライブレコーダーの映像から検挙されるケースも多く発生しております。

会員事業者様におかれましては、日々の運行管理にドライブレコーダーによる映像等を活用頂き、事故防止に努めて頂きますようお願い申し上げます

適正化事業巡回 実施結果 (平成30年10月～12月)

三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回実施件数 10～12月の訪問先は下記のとおりです。
ご対応いただきました事業所様はありがとうございました。

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	計
通常巡回件数	11	36	11	16	11	12	12	0	0	9	118
新規巡回件数	0	2	3	1	2	1	1	0	0	1	11
特別巡回件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計巡回件数	11	38	14	17	13	13	14	0	0	10	130

*巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

2. 総合評価 38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。

評価	A	B	C	D	E	その他
件数	60	56	12	1	0	1

A……90%以上

B……80%以上90%未満

C……70%以上80%未満

D……60%以上70%未満

E……60%未満

その他……指導項目26項目以下

次の①～⑨の項目は重点項目につき「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

- ①「運行管理者の選任・届出」
- ②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間・睡眠時間の管理」
- ③「点呼の実施・記録、保存」
- ④「輸送の安全確保に必要な指導監督」
- ⑤「特定運転者の特別な指導」
- ⑥「特定運転者の適性診断」
- ⑦「整備管理者の選任・届出」
- ⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」
- ⑨「健康診断の実施・記録、保存」

1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています

改善項目については3ヶ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。
なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。
この場合、支局監査の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

3. 改善要請が多い 5項目をご確認下さい。

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	比率
1	*特定の運転者に特別な指導教育をしてください。	67	18	26.9
2	点呼を実施し記録、保存を適正にしてください。	130	29	22.3
3	*特定の運転者に適性診断を受診させてください。	88	18	20.5
4	運輸安全マネジメントを実施してください。	129	24	18.6
5	乗務員に輸送の安全確保に必要な指導教育をしてください。	129	23	17.8

*特定の運転者とは、初任者、高齢者、事故惹起者です。

◆ 2019年度 第43回1次近代化融資制度の募集について

2018年度の近代化融資の申込受付は終了致しました。

2019年度近代化融資（4月1日以降の借入れ分）申込みについては、随時受付いたします。

申請締切 平成31年3月6日（水） **推薦決定日** 平成31年3月13日（水）

2019年4月1日以降に「融資の借入れ」及び「設備・車両等の支払」をするものが対象です。

【2019年度利子補給率について】 一般融資・ポスト新長期融資 共に 0.3%
2019年1月の長期プライムレート1%×1/3=0.3%（小数点第2位を四捨五入）

詳細につきましては三重県トラック協会 総務部までお問合せ下さい。 TEL 059-227-6767

◆ トラック会館本部（津）の立体駐車場工事について

トラック会館本部（津）の立体駐車場の工事に伴い、4月末頃まで
河川敷側出入口が閉鎖されることにより、河川敷から出入りができなくなります。

トラック会館へお越しいただく際は、バイパス側からのみ出入りして
いただきますよう、よろしく願いいたします。

大変ご不便をおかけしますが、よろしく願いいたします。



◆ 新入会員様のご紹介

会員名	(株)藤田	TEL	059-374-1928
代表者名	藤田 善保	FAX	059-374-5153
支部	鈴鹿支部	規模	車両5両、従業員7名
所在地	〒519-0212 亀山市能褒野町2067-54		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

桑員支部	(株)川安工業	退会
	(株)ほくせい	住所/〒511-0854 桑名市蓮花寺1598番地
		TEL/0594-24-4444 FAX/0594-24-4448
松阪支部	(有)東洋商事	住所/〒515-0321 多気郡明和町大字齋宮4573
	(有)ドラゴングレイス	退会

* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *



三重県トラック協会 FAX 059-225-2095

★★★お知らせ★★★

平成31年1月分より、定期発送がいつでもホームページで見れるようになりました！

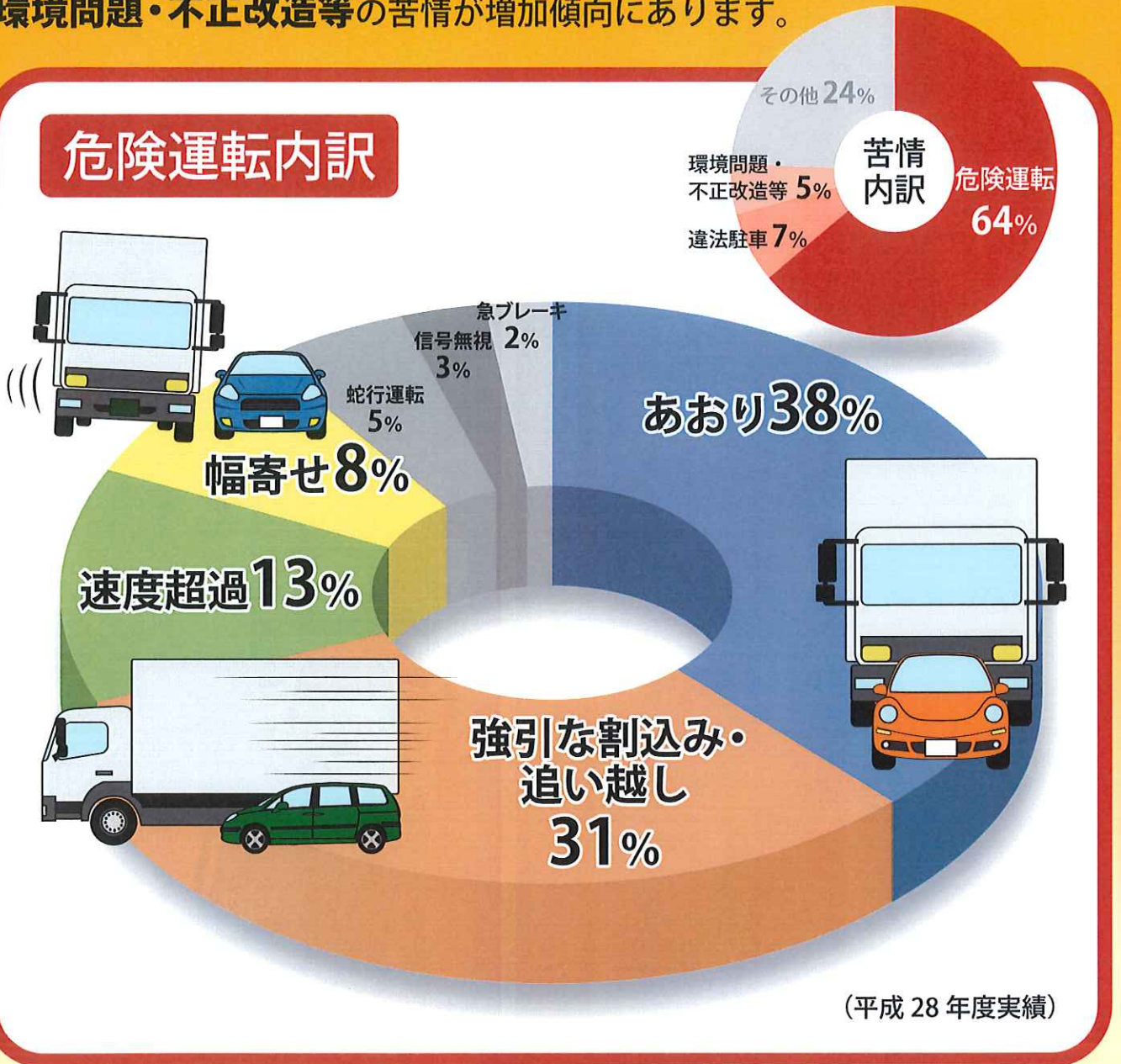
三重県トラック協会ホームページURL（<http://www.santokyo.or.jp/member/>）

「会員向けコンテンツ・ご案内」→「定期発送」をクリック！

STOP! 危険運転

近年、地方適正化事業実施機関に寄せられる、**危険運転、違法駐車、環境問題・不正改造等**の苦情が増加傾向にあります。

危険運転内訳



トラックドライバーが大丈夫と思う行為も乗用車からみると**危険運転になってしまう**場合があります。
安全運転を心掛けましょう。

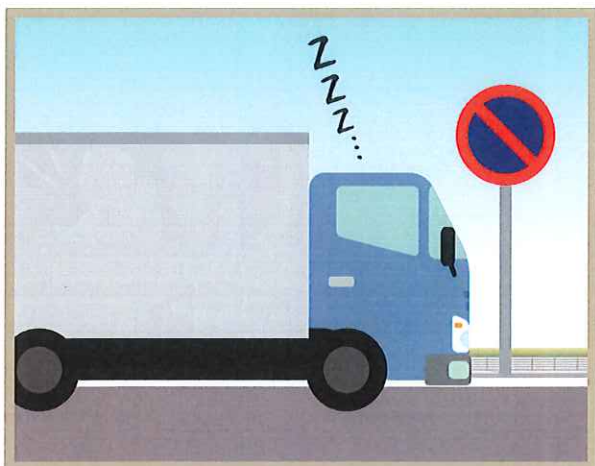


公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

違法行為をしていませんか？

違法駐車、運転中のスマホ操作は
違法行為なのでやめましょう。



運転マナーを守っていますか？

長時間にわたる駐車やアイドリング、ゴミのポイ捨ては
マナー違反なのでやめましょう。

